

平成30年度

ファイル無害化サービス共同調達

入札公告

平成30年7月

秋田県町村電算関連物品等共同調達協議会

次のとおり一般競争入札を行うので、公告する。

平成30年7月4日

秋田県町村電算関連物品等共同調達協議会 会長 佐々木 哲男

第1 調達の背景および目的

秋田県町村電算関連物品等共同調達協議会（以下「協議会」という。）は、秋田県町村会（以下「県町村会」という。）に事務所を置く協議会である。

秋田県内12町村は、電算システムの共同化を推進するため、平成25年4月に一部事務組合を設立し、同年10月から住民記録、税、福祉等の基幹系システムおよび財務会計等の内部情報系システムについて、クラウドを利用した共同利用型システムが稼働し順次移行することとしている。

その共同利用型システムで使用する機器や搭載ソフト（アプリケーション）等は町村ごとに大きな差異が無いといった特徴があることから、協議会において一括して事業者選定を行うことにより、各町村の経費負担軽減、事務手続きの簡素化を図り、住民サービスの向上を推進することを目的としている。

なお、契約については、各町村と個別に締結することとする。

第2 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件

（入札物件名）ファイル無害化サービス

2 入札物件の数量及び特質

（1）参加団体数 9町村

（2）ライセンス数 906ライセンス

本件調達物品機器等の仕様等は、「仕様書明細／見積書」による。

3 納入期限及び納入場所

納入期限 共同調達参加団体が別に示す

4 「仕様書明細／見積書」に記載の各機器の数量については、参加町村の6月議会における補正予算議決状況により変更の可能性がある。その際、この入札に参加するその他町村の入札後の立場に何ら影響を与えないものとする。

第3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる（１）から（６）までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができる。

- （１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- （２）会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき、更生手続開始の申立がなされていない者
- （３）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立がなされていない者
- （４）全ての共同調達参加団体において競争入札に参加する必要な資格を有する者
- （５）全ての共同調達参加団体において指名停止又は指名保留処分（措置期間中を含む）を受けていない者
- （６）次の①から③に掲げる書類を平成30年7月18日（水）午後5時まで下記の提出場所に提出（郵送不可）した者で、かつ協議会の承認を受けた者

- | | |
|--------------|----|
| ① 参加表明書 | 1部 |
| ② 入札サービスの仕様書 | 1部 |
| ③ 作業体制届 | 1部 |

<提出場所>

秋田県町村電算関連物品等共同調達協議会（秋田県町村内）
〒010-0951
秋田県秋田市山王四丁目2番3号 秋田県市町村会館2階

第4 入札方法

- 1 入札は、5年分のサービス利用に係る費用で行う。入札金額は、5年間のサービス利用に係る総額により算出することとする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税を加算した金額（ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税および地方消費税を除いた金額を入札書に記載すること。

- 2 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札すること。
- 3 代理人をもって入札する場合は、その委任状を入札と同時に提出すること。
- 4 入札者は、その提出した入札書を引き換え変更し、又は取り消すことはできないものとする。
- 5 再度（3回目）入札においても予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、3回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約に準じた協議を行うことがある。

第5 入札の場所等

1 入札の日時

平成30年 7月24日（火） 午前10時

ただし、状況によっては開始時間が前後することもある。

2 入札の場所

秋田県秋田市山王四丁目2番3号

秋田県市町村会館会議室

第6 入札の無効

次に掲げる（1）から（9）までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- （1）入札参加資格にない者のした入札及び入札の条件に違反した入札
- （2）入札書記載の金額を加除訂正した入札
- （3）伝送をもって送付してきた入札
- （4）入札書に記名押印を欠く入札
- （5）入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- （6）同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- （7）入札に際して公正な入札の執行を妨害する行為があったと認められる入札
- （8）記名押印を欠く入札
- （9）その他、入札に関する条件に違反した入札

第7 落札者の決定方法

- 1 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 2 落札者となるべき同金額の入札者が2以上ある場合は、直ちに「くじ」で落札者を決定する。

第8 補足

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 2 入札保証金
免除とする。
- 3 契約保証金
契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、各共同調達参加団体の契約規則の契約保証金免除項目に該当する場合は免除される場合がある。

第9 その他

詳細は、「サービス共同調達仕様書兼入札説明書」による。